道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　四号及び六号　名取市増田三丁目五二二番二から同市増田三丁目四七六番一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

〃　四十五号　宮城県宮城郡利府町赤沼字中倉三二番三五から同町赤沼字中倉四八番三まで　〃

〃　〃　宮城県宮城郡松島町松島字陰ノ浜三番一から同町松島字道珍浜一〇番まで　〃

〃　百八号　宮城県遠田郡美里町北浦字新高橋四番一から同町関根字船窪一九番一まで　〃

〃　〃　大崎市古川駅前大通二丁目一五六番から同市古川駅前大通二丁目一四三番まで　〃

(二) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(三) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(四) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日

公告

諸事項

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同法第214条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月10日

千種税務署長　江端　長祐

届出した者　東　尚史

事務所等の名称　東　尚史

事務所等の所在地　愛知県名古屋市千種区徳川山町６丁目２番26号ラグナビルズA702号

責任者の氏名　東　尚史

証明書の有効期限　令和８年３月４日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告